

憲法・統治 解説レジュメ

1. 出題趣旨

本問は、公金の支出と憲法 89 条後段についての基本的な理解を問う問題である。憲法 89 条後段に関する問題は、平成 7 年度旧司法試験第 2 問において出題実績があるが、それ以降は新司法試験においても予備試験においても出題がされてない。近時、公金の使途に関するニュースが話題となっており、今後、当該論点を題材とした問題が出題される可能性があると考えられたことからテーマとして採用した。

設問 1 はどの憲法の教科書においてもおそらく触れられているであろう私学助成の合憲性について問う問題である。設問 2 では無認可幼稚園への補助金の支出の合憲性について自らの見解を示すことを求めており、東京高判平成 2 年 1 月 29 日高民集 43 卷 1 号 1 頁（憲法判例百選Ⅱ〔第 6 版〕No. 206）の事案をベースとしている。

憲法 89 条後段については裁判例、学説共に見解が多岐にわたっており、定まった見解が無い状況であり、本問では、私学助成のケースと無認可幼稚園のケースの事案の比較を行いつつ、自らの見解及び自らの見解と対立する見解についての理解を整理した上で事案分析を行うことが求められる。

2. 設問 1

まず、私学助成に関連する憲法の条文が 89 条後段であることを指摘する必要がある。

さらに、憲法 89 条後段については条文の趣旨について見解の対立があるため、自らの見解を示すにあたって、どのような趣旨を採用するのかを示す必要がある。憲法 89 条後段の趣旨については以下のような見解がある（野中ほか「憲法Ⅱ（第 5 版）」P. 343～参照）。

- ① 公費濫用防止説
…慈善、教育、博愛事業については、目的の公共性等から、公費濫用のおそれが高いため、憲法 89 条後段は、教育等の私的事業に対して公金支出を行う場合には、財政民主主義の立場から公費の濫用を来さないように当該事業を監督することを要求しているという見解。
- ② 自主性確保説
…憲法 89 条後段の趣旨を、教育等の私的事業の自主性を確保するために公権力による干渉を除こうとする点に求める見解。
- ③ 中立性確保説
…憲法 89 条後段の趣旨は、私人が行う教育等の事業は特定の宗教に基づくことが多いので、宗教や特定の思想信条が国の財政援助によって教育等の事業に浸透するのを防ぎ、政教分離の補完する点にあるとする見解。

また、趣旨についての見解対立とは別に、「公の支配」をどのように解釈するかという点についても以下のような見解の対立があるため（野中ほか「憲法Ⅱ（第 5 版）」P. 345～参照）、自らの採用する見解を示す必要がある。

- ① 厳格説
…公の支配とは、事業の予算を定め、執行を監督し、人事権にも関与して事業の根本的な方

向性に重大な影響をおよぼすことができることを指すという見解。

② 緩和説

…公の支配とは、国家の支配の下に法律その他の規律を受けている事業を指すという見解。

※この他、①と②の間にある説で、憲法 14 条、23 条、25 条、26 条等の条項との総合的解釈を行い、私立学校への公の支配を緩和して解して良いとする見解もある。

当てはめにおいては、「公の支配」について自らの採用した見解を前提として、私立学校振興助成法 5 条、6 条、12 条等への評価を論じる必要がある。

3. 設問 2

設問 2 においては、無認可幼稚園への補助金の支出の場合には憲法 89 条後段との関係をどのように考えるか、という点を検討することが求められている。

まず、幼稚園が憲法 89 条後段にいう「教育」の事業に当たるかについて検討する（※条文の文言からスタートする！）。

次に、設問において「想定される反論について触れつつ」という記載があるため、自分と異なる見解について指摘し、その見解に立脚した当てはめを記載する（※）。

※憲法の問題では、人権でも統治でも自らと異なる見解を述べさせる問題が非常に多い。

→日頃から判例通説と反対説の対立点を意識する

→見解の対立を書くパターンと同じ事実に対する異なる評価を書くパターン

→最高裁と下級審の判断の違い、法定意見、補足意見、意見、反対意見

☆ 当てはめにおいて着目すべき事実

- ・無認可であるため私立学校振興助成法等による監督が及ばない
- ・A 町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱において成果報告書、予算報告書及び決算報告書の提出を行うこととされていること及び要綱に定める基準に違反した場合には補助金の返還を求める旨定められている
- ・A 町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱においては幼稚園の構成員、人事についての定めが存在しない
- ・実態として、人事等について A 町町長からの指揮監督はなかった
- ・無認可幼稚園は地方自治法上の「公共的団体等」に当たり、地方自治法 157 条 2 項、3 項の監督が及ぶ
- ・A 町幼稚園就園奨励費が補助金の支出に該当し、地方自治法上の監査委員による監査の対象となり、地方自治法 199 条 7 項～10 項に基づく監査委員の監督が及ぶ

※この他、補助金の支出の根拠にも違いがある

【参考文献】

1. 野中ほか「憲法Ⅱ（第 5 版）」有斐閣 2012/3/30
2. 戸松・今井編「論点体系 判例憲法 3」第一法規 2013/6/10
3. 長谷部恭男 石川健治 宍戸常寿編「憲法判例百選Ⅱ [第 6 版]」有斐閣 2013/12
4. 東京高判平成 2 年 1 月 29 日高民集 43 卷 1 号 1 頁

以上